

選挙弾圧大石市議事件の有罪判決に抗議する声明

大分地方裁判所刑事部（裁判長・鈴木浩美、裁判官・家原尚秀、同・増田純平）は、2006年1月12日、選挙弾圧大石市議事件について、罰金15万円、公民権停止3年とする有罪判決を言い渡した。

本件は、大分県豊後高田市の市議会議員選挙の際、日本共産党所属の大石忠昭市議が告示前に後援会ニュースを配布したことが、公職選挙法違反（個別訪問、法定外文書頒布、事前運動）にあたるとして起訴された事件である。

25回に及んだ公判では、本件が大石氏の思想信条に着目した差別的起訴であることが明らかにされるとともに、個別訪問禁止・文書配布制限・事前運動禁止などの公選法の選挙活動制限が、表現の自由を保障する憲法及び自由な選挙活動を保障する国際人権規約に違反し無効であることが立証された。

本件では、裁判所がこれにどう答えるかが問われていた。しかしながら、今回の判決は、不当にも、形式的かつ表面的な判断に終始し、本件起訴に違法はないとしたうえで、公選法の選挙制限は憲法にも国際人権規約にも違反しないとの結論を出した。

判決は、「個別訪問が買収等の温床となりやすいので未然に防止する」とか「選挙に人員をかけられる者とそうでない者との間の不均衡の是正を図る」などという理由で選挙活動の規制を容認した。しかし、諸外国では、選挙中に個別訪問が問題とされることなく当然のように行われている。このことから明らかなように、個別訪問と買収は全く関連性がない。

そもそも選挙活動の自由は、憲法が保障する表現の自由の中でも、主権者である国民が政治に参加し、政治的意思を形成するために最も重視されなければならない自由である。判決が指摘したような理由による制限は到底許されない。

しかも、公判で証言にたった元国連規約人権委員のエリザベス・エヴァット氏が指摘したように、選挙活動を不当に制約する公選法の上記制限は、国際人権規約に明らかに違反するものである。人権規約を正しく解釈し、人権を保障することこそ裁判官の義務である。

本判決は、言論・表現活動の自由を保障している日本国憲法はもとより、国際人権規約の意義を理解しない極めて不当なものである。本件で示された裁判官の人権感覚は、国際水準から大きくかけ離れたものと言わなければならない。

大石氏は、30数年にわたって市政報告のニュースを発行し配布するなど、熱心に政治活動を行っていた。本判決ですら、本件の配布行為が「買収等の悪質な選挙犯罪とは犯罪の性質が異なる」としたうえで、大石氏について「熱心に政治活動を続けて、地域社会に貢献してきた」と指摘せざるをえなかったのである。本件配布行為は、大石氏が長年続けてきた日常的な正当な政治活動にほかならない。決して罪に問われることがあってはならないものである。

自由法曹団は、本判決に強く抗議するとともに、高等裁判所による無罪判決を求めるものである。

2006年1月25日

自由法曹団団長 坂本 修